

九条加憲とは何か

2017年11月11日 憲法、ミニ学習会
in 川奈

三好康昭

追補 2018年10月15日 新婦人の会・学習会

§ 1 九条加憲とは何か—1—

- A 現在の憲法九条の第一項、第二項の次に、第三項を加える。そこに、以下の文を書き込む。
自衛ための実力(あるいは自衛隊)を保持できる
- B 九条の2という別の条文を設ける。そこに以下の文を書き込む。
自衛のための実力(あるいは自衛隊)を保持できる

§ 1 九条加憲とは何かー2ー

条文の確認

- ・ **第一項**

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

- ・ **第二項**

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

§ 2 九条の制定過程—1—

Q1 誰が言い出したか。

Q2 九条はある事柄との取り引きとして作られた。それは何か。

§ 2 九条の制定過程－2－

- 1 ➡幣原首相とマッカーサーの**合作説**が有力
- 2 ➡**天皇制を維持するため。**

天皇制を残すことに、連合国のなかに反対があった。天皇制を残し、天皇訴追をまぬかれるためには、天皇の象徴化と戦争放棄を憲法に明記することが必要だった。(古関彰一「平和憲法の深層」)

§ 2 九条の制定過程－3－

Q3 マッカーサーは、武力を放棄した日本をどうやって守るつもりだったか。

§ 2 九条の制定過程－4－

3 ➡ マッカーサーの答えは**沖縄の軍事要塞化**。
沖縄の米軍が非武装日本を守る。昭和天皇もまた、沖縄を米国に差し出すことを強く望んだ。

(「天皇はアメリカが、沖縄を始め琉球の他の諸島を軍事占領し続けることを希望している。...長期の－25年から50年ないしそれ以上の一」)(寺崎英成)

§ 3 再軍備と九条の解釈－1－

- ①1950年、朝鮮戦争勃発。同年、警察予備隊が作られる。
- ②1952年、警察予備隊は保安隊に改組
- ③1954年、自衛隊発足

§ 3 再軍備と九条の解釈—2—

(A) 芦田均の解釈—いわゆる芦田修正論

➡九条2項の「前項の目的を達成するため」を、国際紛争を解決するためと解釈し、それ以外の自衛のための戦力の保持を禁止していない、と主張した。

芦田均は、憲法制定議会で委員会の長をつとめ、2項を上記のように修正した。

§ 3 再軍備と九条の解釈－3－

(B)政府の公定解釈

- 自衛隊は9条2項が保持を禁止している「戦力」ではない。
- 自衛のために必要にして最小限の「実力」だ。

§ 3 再軍備と九条の解釈—4—

1972年の政府見解、PART1

①憲法は、.....我が国が自らの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことはあきらかであって、自国の安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。

§ 3

再軍備と九条の解釈－4－

1972年の政府見解、PART2

②平和主義を基本原則とする憲法が、自衛のための措置を無制限に認めているとは解されない。それは、あくまでも他国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむをえない措置として初めて容認されるものであるから、その措置は**必要最小限度の範囲**にとどまるべきものである。

§ 3 再軍備と九条の解釈－4－ 1972年の政府見解、PART3

③ そうだとすれば、わが憲法のもとで、武力行使が許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる**集団的自衛権の行使は、憲法上許されない**ものと言わざるを得ない。

§ 4 1991年ソ連崩壊 アメリカー極覇権時代

この時代(冷戦終結から現在まで)の**特徴的な動き**...

- ① 自衛隊の海外出動
 - ② 自衛隊の米軍との軍事的一体化
- ※二つは一体となって展開する。

§ 4 特徴1

自衛隊の海外出動

1992年、湾岸戦争勃発。日本は多国籍軍に90億ドルを支援

↓アメリカなどから批判

1992年、カンボジアに初めてPKO協力部隊派遣。

《派遣の五原則》

- 停戦が成立
- 紛争当事者の受入同意
- 中立的立場
- 武器使用は隊員の安全を守るためのみ

§ 4 特徴2

米軍との軍事的一体化ーその1ー

- 1996年「日米安全保障共同宣言」発表。**安保再定義**を行う。
 - ➡ 日米安保は「アジア・太平洋地域において安定的で繁栄した情勢を維持するための基礎」⇔安保の拡大適用
- 97年日米防衛協力の指針(ガイドライン)を改定。
 - ➡ 在日米軍はアジア・太平洋の戦争地域への出撃部隊。
 - ➡ 自衛隊はその米軍を後方支援する。

§ 4 特徴2

米軍との軍事的一体化ーその2ー

1999年、周辺事態法成立

我が国の安全が脅かされる事態が発生したとき、米軍を後方支援する。

- ・「後方」とは現在も将来も戦闘が行われない「後方地域」。
- ・「支援」の内容は、輸送、医療、搜索など。武器弾薬の提供は禁止。

※周辺とは地理的概念ではないと、と言いつつ、実際は朝鮮半島有事を想定していた。

§ 4 特徴2

米軍との軍事的―一体化―その3―

2001年、アフガン戦争支援特別措置法

- ・インド洋の米艦船に海上給油活動を行う。
この戦争が国連安保理の決議に基づく
対テロ戦争であることが支援の理由され
た。

§ 4 特徴2

米軍との軍事的一体化ーその4ー

2003年イラク復興支援特措法(1)

イラク戦争は安保理の決議なしで、有志連合軍が起こした侵略戦争だった。

※自衛隊の海外出動はこれまで安保理決議があり、「国連」の国際平和維持活動に寄与するという建前があった。しかし、04年のイラク復興支援は米軍への協力が唯一の派遣理由だった。

§ 4 特徴2

米軍との軍事的一体化ーその4ー

イラク復興支援特措法(2)

日本は地上部隊を派遣。人道復興支援を名とした。

? イラクへの地上部隊の派遣は、憲法に反しないか。

政府 ➡ 日本の領域外で、他国軍の「武力行使と一体となった活動」は、9条1項の「武力の行使」と同視され許されない。サマーワは戦闘地域ではないので、他国の「武行使と一体となった活動」ではない。
よって、9条1項に違反しない。

§ 5 安保法の新展開ー1ー

①2015年4/27 **ガイドライン改定**

- ・日米のグローバルな軍事的協力を謳う。
(アジア・太平洋地域を越えた世界大)
- ・日本に集団的自衛権の行使を求める。



②2015年9/19 **戦争法強行採決**

§ 5 安保法の新展開—2— 戦争法と九条の制約(1)

- ① 集団的自衛権の行使を可能にした。
- ② 米艦船の警護やアセット(武備)防護を自衛隊の任務に加えた。
- ③ 周辺事態法 → 重要影響事態法へ。地理的制約を突破。
- ④ 恒久法としての「国際平和支援法」を制定。
国連だけでなく、多国籍軍の主導する戦争に後方支援ができる。
- ⑤ PKO参加部隊の任務を拡大。
治安維持活動と「駆けつけ警護」を任務に加える。任務を妨害する者を武力によって排除できる。

§ 5 安保法の新展開—3— 戦争法と九条の制約(2)

- ① 集団的自衛権の行使を可能にしたが、**その論理は個別的自衛権**。「わが国の存立が脅かされる事態」という条件。
→ フルスペックの集団的自衛権の容認ではない。
- ② 他国の「武力行使」と一体となった支援活動はできない。
→ 「現に戦闘が行われている現場」で活動することはできない。(「戦闘地域」はダメ→「戦闘の現場」はダメ)
※ 南スーダン、日報問題

§6 九条加憲の意味ーその1ー

狙いは何か

- ① 集団的自衛権の合憲化。
- ② 個別的自衛権の論理に拠らない、フルスペックの集団的自衛権を行使できるようにする。
- ③ 海外でアメリカ軍の「武力行使と一体化」した活動ができるようにする。
➡ 軍事同盟の完成

§ 6 九条加憲の意味—その2— どのような条文になるか(1)

A案...前項(9条2項)の規定は、我が国の平和と独立ならびに国及び国民の安全を確保するために内閣総理大臣を最高指揮官とする自衛隊の設置を妨げるものではない。

B案...前項の規定は、我が国を防衛し国際社会の平和と安全の維持、に協力するために自衛隊を設置することを妨げるものではない。

§ 6 九条加憲の意味—その2— どのような条文になるか(2)

2018年3月22日、自民党憲法改正推進本部長・
細田博之氏のとりまとめ案

9条の2

第一項 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、...自衛隊を保持する。

第二項 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

§ 6 九条加憲の意味—その2— 細田案の特徴 ①

- ①細田氏のモデル案であって、自民党の正式な改憲案ではない。自民党案として国会に提出するには総務会の承認が必要になる。
- ②「自衛のために必要な措置」とあって、これまでの政府解釈の「必要にして最小限度」という言葉が変えられている。
- ③自衛隊は「実力組織」とされ、軍事組織と表現されていない。

§ 6 九条加憲の意味—その2— 細田案の特徴 ②

・渡辺治氏の批判

大会案(細田案)は...9条1項で放棄された戦争も「自衛のための戦争」なら認めます、2項で持つことを禁止された「戦力」も「自衛のため」なら持てます、そのために「自衛隊を保持します」、と書くことで、事実上、**芦田解釈と同様の解釈を認める条文**となり、そうすることで、9条2項を、より明確に死文化するもの。

(渡辺「戦後史の」なかの安倍改憲」P253)

§ 6 九条加憲の意味－3－ 9条2項は死文化するか(1)

- ①たとえば、自衛隊が核兵器を装備することの合憲性が問題となったとき。
- ➡現在は2項の解釈によって判断される。核兵器が自衛ための必要最小限の実力を超えているどうか、といった形で。
 - ➡自衛隊加憲後は、新条文に矛盾しないかどうかによって合憲性が判断される。つまり、2項は自衛隊を縛る規範性を失う。その意味で「死文化」する。

§ 6 九条加憲の意味ー3ー

9条2項は死文化するか(2)

- ② 自衛隊が明記されても、条文としての2項は残るので、二つの規定の整合性を図ることが必要になる。
2項は新条文に合わせて、解釈が変えられる。おそらく、芦田修正のように、つまり自衛ための戦力は合憲である、と変更されるのではないか。交戦権についても同様。これまでの2項の政府解釈が変更されるだろう。

§6 九条加憲の意味ーその4ー

2項は死に体のまま存続するか

➡実質的な規範性を失った2項はやがて削除されるだろう。芦田修正は文理解釈として無理がある。自衛隊を合憲化し本格的な国防軍に編成しようとするとき、2項を削除した方がすっきりする。

§ 7の1、 九条加憲➡自衛隊の変化

- ① 海外で自衛のための戦争を単独でもできる。
(敵基地の先制攻撃も可能)
- ② 自衛隊は「自衛力」から「自衛戦力」となる。
➡ ゆくゆくは、軍刑法、軍法会議が設けられる
だろう。
- ③ 自衛隊の存在が「**公共化**」される。
➡ 徴兵制を憲法的に禁止する根拠がなくなる。

§ 7-2、九条加憲➡社会の変化

①人権よりも軍事的価値=軍事的合理性が優越する。

「軍事的合理性は人権と相いれない性質をどうしても持つ。」(青井未帆「憲法と政治」)

②価値の序列において個人よりも国家、理性よりも力、寛容(多様性)よりも排除(敵か味方か)が優越する社会に変わるだろう。

§ 8-1 付論1、今起きていること —平和パラダイムの転換(1)—

(1)憲法9条を中核として、日本の社会が作り上げてきた平和のパラダイム(非軍事、平和志向の全体系)が覆されようとしている。

①特定秘密保護法制定(13年)

②武器輸出三原則(原則禁止)

→防衛装備移転三原則(原則自由)(14年)

③防衛省の内局優位→制服組の優位へ(15年)

④軍事研究に否定的な大学→軍産学共同へ(防衛装備庁:安全保障技術研究推進制度、3億円(15年)→110億円(17年))

§ 8-1 付論1、今起きていること —平和パラダイムの転換(2)—

さらにこれから...

①防衛費のGNP比1%

→GNPの2%へ(18年、自民党の提言)

②攻撃型兵器導入→長距離巡航ミサイル導入、護衛艦「いずも」の空母化

③非核三原則の見直し

(参照、青井未帆「9条改正論でいま考えておくべきこと」P64~)

§ 8-2 付論2、私たちができること

(1)短期的に

9条改憲反対の署名を「地域で、目に見える形で」広げる。
そして、「伊東市民アクション」の会員をふやす。

(2)長期的な取り組み

- ①人権意識を生活の中に→対等な人格としての自他の尊重。
- ②一人一人がパートタイム主権者に。
→政治を日常的に気軽に語りあえる市民文化を。
- ③戦後民主主義(平和、人権、民主主義)の価値を次世代に引き継ぐことが、私たちの世代の役割であり使命。

安倍9条改憲は 戦争への道



日本国憲法 第2章
戦争の放棄
第9条

1. 日本国は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国境の冒犯たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

九条の会 〒101-0665 東京都千代田区西神田2丁目5-7-303 TEL 03-3221-5075 FAX 03-3221-5276 <http://www.9.jp/>

おわり